

小豆島町立池田小学校いじめ防止基本方針

小豆島町立池田小学校

校長 出水 一明

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものです。

しかし、いじめはどの学校でもどの子どもにも起こり得ることから、本校においては、ここに定める基本方針に従って、いじめへの対応を組織的に取り組みます。

第1 いじめ防止等に向けた基本的な方針

1 いじめの未然防止

児童が、安心して学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりに努めます。

また、全校児童がいじめを自分たちの問題として考えられるよう指導し、傍観者を生まない集団づくりに努めます。

2 いじめの早期発見

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化を見逃さないよう努めるとともに、教職員相互の積極的な情報交換により情報を共有します。

3 いじめの認知について

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

4 いじめへの早期対応

いじめを認知した場合には、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応します。被害児童を守り通すとともに、毅然とした態度で加害児童を指導します。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て対応します。

5 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、すみやかに小豆島町教育委員会に報告し、その事態に対処するとともに、再発防止に努めます。

6 教職員の指導力の向上

すべての教職員のいじめへの対応に係る指導力向上を図るため、校内研修を行います。

第2 いじめ防止等のための組織

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、毎月1回の「生徒指導委員会」を開きます。構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭とし、必要に応じてスクールカウンセラー等も参加します。

第3 本校におけるいじめ防止等のための取組

1 いじめの未然防止

(1) 道徳教育及び体験活動

いじめの防止や生命尊重等に向けて、道徳教育や体験活動を推進します。

(2) 傍観者を生まない集団づくり

「いじめゼロ月間」等を捉えて、児童がいじめを自分たちの問題として考え、主体的にいじめ防止等に取り組むよう指導し、傍観者を生まない集団づくりに努めます。

(3) インターネット等に関する指導・啓発

インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、児童に対して情報モラルに関する指導を行うとともに、インターネット等の適切な利用等について保護者への啓発を行います。

(4) 保護者や地域への働きかけ

いじめ防止に向けて、PTAや地域の人と連携しながら、いじめ防止の取り組みを推進します。

また、策定した学校いじめ防止基本方針については、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容をホームページなどで確認できるような措置を講じるとともに、その内容を、必ず各年度のPTA総会において児童・保護者、関係機関などに説明をします。

さらに、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を評価項目に位置づけ、評価の結果をふまえて学校におけるいじめ防止等のための取組を改善します。

2 いじめの早期発見

(1) 日常的な観察や支援

すべての教職員が、児童が示す変化を見逃さないように努めます。また、特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性をふまえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する指導を組織的に行います。

(2) 日記等を活用したいじめの把握

児童がいじめを訴えやすい体制を整えるため、日記等を活用して、日々の学校生活や友人関係等の把握に努めます。

(3) アンケートの実施

いじめの実態を把握するため、定期的なアンケート調査を実施します。その際、目的に応じて内容や実施方法を検討し、記名式と無記名式、また、選択式と記述式のそれぞれの特長を生かし、組み合わせて実施します。

(4) 教育相談体制の整備

児童の悩みを積極的に受け止めるため、教育相談窓口の周知を行い、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や教職員による教育相談を実施します。

また、学期に1回定期教育相談を設定し、学級担任がいじめアンケートや心のアンケートをした後、学級の全ての児童と教育相談を行い、児童理解を深めます。

(5) 情報交換と共通理解

連絡帳の活用や家庭訪問により保護者との連携を密にし、児童の特性やその背景の把握に努めます。

また、学年団部会、生徒指導委員会や職員会議等で、気になる児童についての情報を交換し、共通理解を図ります。

3 いじめに対する措置

(1) いじめを認知したときの対応

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。

- ・ いじめを認知した特定の教職員は一人で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織に情報を報告します。
 - ・ 速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、組織的に事実関係を確認し、対応方針を決定して被害児童を徹底して守り通します。
 - ・ 事実確認の結果は、被害・加害児童の保護者、に連絡します。
 - ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求めます。
- (2) いじめられた児童又はその保護者への支援
- ・ いじめられた児童から、事実関係の聴き取りを行います。
 - ・ 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーに留意して対応します。
 - ・ 家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝えます。
 - ・ いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族等)と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくります。
 - ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーなどの協力を得ます。
 - ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行います。
- (3) いじめた児童への指導又はその保護者への助言
- ・ いじめたとされる児童から事実関係の聴き取りを行います。
 - ・ 児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーに留意して対応を行います。
 - ・ いじめがあったことが確認された場合、いじめをやめさせ、その再発防止に関する指導を行います。
 - ・ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるよう指導します。
 - ・ 家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝え、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する助言を行います。
 - ・ いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、警察署と相談して対処します。
- (4) 学級全体への指導
- ・ 学級指導などを通して、いじめは絶対に許されない行為であることを指導します。
 - ・ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として考えるよう指導します。
 - ・ 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団づくりに努めます。

第4 重大事態への対処

1 報告

いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるような場合の重大事態を認知した場合は、速やかに小豆島町教育委員会への報告を行います。

2 調査

重大事態に対して、学校が主体となって調査を行う場合は、「池田小学校いじめ防止対策委員会」を開催し、アンケートなどの方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。調査を行ったときは、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、

この調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報を適切に提供します。

第5 いじめの解消

いじめが解消しているという状態とは、「①いじめにかかわる行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(少なくとも3ヶ月程度を目安とします)」「②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。」の少なくともこの2つの要件が満たされている必要があります。ただしこの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断を行います。上記のいじめが解消している状態とは、あくまでも、1つの段階に過ぎず、解消している状態に至っている場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察するように努めます。

第6 教職員の指導力の向上

いじめへの対応に係る具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、普段から教職員の共通理解を図ります。

「かがやく笑顔をとりにどすために」等の研修資料を活用して、いじめへの対応に係る教職員の指導力向上を図ります。

第7 その他

この基本方針は、実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

児童会が採択した池田小学校「池小人権宣言」を添付します。